

公益財団法人仙台市健康福祉事業団個人情報保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人の権利利益を保護するため、公益財団法人仙台市健康福祉事業団（以下「事業団」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

2 事業団が保有する個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。）をその内容に含む個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項は、別に定める。

3 この規程に定める事項のほか個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「文書等」とは、事業団の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事業団の職員が組織的に用いるものとして、事業団が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

3 この規程において「保有個人情報」とは、文書等に記録された個人情報であって、事業団が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。ただし、その存否が明らかになることにより次に掲げるおそれがあるものを除く。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれ
- (2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ
- (3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は操作その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれ

- 4 この規程において「個人データ」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものを構成する個人情報をいう。
- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 5 この規程において「保有個人データ」とは、事業団が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより第3項各号に掲げるおそれがあるもの以外のものをいう。
- 6 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(事業団等の責務)

第3条 事業団は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じこれを実施する責務を有する。

- 2 事業団の役員及び職員（以下「役職員」という。）又は役職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとする。

(利用目的の特定)

第4条 事業団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 事業団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 事業団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(不適正な利用の禁止)

第5条の2 事業団は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得等)

第6条 事業団は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 事業団は、思想、信条又は宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を取得してはならない。ただし、事業団の事務又は事業の目的を達成するためこれらの個人情報を取得することが特に必要であると認められるときは、この限りでない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 事業団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 事業団は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 事業団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(保有個人情報の正確性の確保)

第8条 事業団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第9条 事業団は、その取り扱う個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(従業者の監督)

第10条 事業団は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第11条 事業団は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(漏えい等の報告等)

第11条の2 事業団は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則（以下「規則」という。）で定めるものが生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、事業団が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、事業団は、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第12条 事業団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を

遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- (5) 事業団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (6) 個人データ以外の個人情報については、当該個人情報を提供することについて公益上の必要その他相当の理由がある場合
(保有個人データに関する事項の公表等)

第13条 事業団は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 事業団の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - (2) 全ての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合を除く。）
 - (3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第20条第1項若しくは第24条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続（第31条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として事業団が別に定めるもの
- 2 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
 - (2) 第7条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
- 3 事業団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
(開示の求め)

第14条 本人は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の規則で定める方法による開示を請求することができる。

- 2 事業団は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しない

ことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 事業団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

3 事業団は、次の各号に掲げる者（以下「相続人等」という。）から、死者を本人とする保有個人情報で当該各号に定める情報に該当するものの開示を求められたときは、その者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、開示することにより前条各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 死者の相続人 当該死者から相続した財産に関する情報
- (2) 死亡当時未成年者であった死者の親権者 当該死者に関する情報
- (3) 死者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子及び父母（以下この条において「配偶者等」という。）並びに当該死者に配偶者等がない場合にあっては当該死者の2親等内の血族 次に掲げる情報

イ 当該死者の死に起因して相続以外の原因により当該配偶者等又は2親等内の血族が取得した権利又は負うことになった義務に関する情報

ロ イに掲げる情報に準じて当該配偶者等又は2親等内の血族と密接に関係があると認められる情報として事業団が別に定める情報

4 本人又は相続人等に対する保有個人情報の開示について法令の規定により特別の手續が定められている場合には、当該保有個人情報については、前2項の規定は、適用しない。

（開示の求めの手續）

第15条 前条の規定による開示の求め（以下「開示の求め」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を事業団に提出してしなければならない。

- (1) 開示の求めをする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 開示の求めに係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業団が定める事項

2 開示の求めをしようとする者は、事業団に対し、自己が当該開示の求めに係る保有個人情報の本人又はその相続人等であることを証明するために必要な書類で事業団が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 事業団は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示の求めをした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(一部開示)

第16条 事業団は、開示の求めに係る保有個人情報に非開示情報（開示することにより第14条第2項各号のいずれかに該当する個人情報をいう。以下この条において同じ。）が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示の求めの趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示するものとする。

(開示の求めに対する措置)

第17条 事業団は、開示の求めに係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示の求めをした者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的（第13条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知するものとする。

2 事業団は、開示の求めに係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示の求めをした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 事業団は、開示の求めに係る保有個人情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定する場合において、開示しないこととされた保有個人情報の全部又は一部について一定の期間の経過により開示することが可能となることが明らかであるときは、その旨を書面により通知するものとする。

4 事業団は、第1項の決定をする場合において、開示の求めに係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示の求めがあった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 事業団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、事業団は、開示の求めをした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

第19条 削除

(訂正等の求め)

第20条 本人又はその相続人等は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人デ

一タの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 事業団は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

（訂正等の求めの手續）

第21条 前条の規定による訂正等の求め（以下「訂正等の求め」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正等申出書」という。）を事業団に提出しなければならない。

- (1) 訂正等の求めをする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 訂正等の求めに係る保有個人情報に特定するに足りる事項
- (3) 訂正等を求める箇所及び訂正等の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業団が別に定める事項

2 第15条第2項の規定は、訂正等の求めをしようとする者について準用する。

3 事業団は、訂正等申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正等の求めをした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（訂正等の求めに対する措置）

第22条 事業団は、訂正等の求めに係る保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該訂正等の求めをした者に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を書面により通知するものとする。

（訂正等の決定の期限）

第23条 前条の決定は、訂正等の求めがあった日の翌日から起算して30日以内にするものとする。ただし、第21条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18条第2項の規定は、前条の決定について準用する。

（利用停止等の求め）

第24条 本人又はその相続人等は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第5条の2の規定に違反して取り扱われているとき、又は第6条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 事業団は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人又はその相続人等は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データが第12条第1項規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 事業団は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人又はその相続人等は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データを事業団が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第11条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 事業団は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(利用停止等の求め等の手続)

第25条 前条第1項の規定による利用停止等の求め及び同条第3項の規定による提供の停止の求め及び同条第5項の規定による利用停止等の求め又は提供の停止の求め(以下「利用停止等の求め等」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止等申出書」という。)を事業団に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止等の求め等をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業

所の所在地並びに法人にあつては代表者の氏名

(2) 利用停止等の求め等に係る保有個人情報特定するに足りる事項

(3) 利用停止等又は提供の停止を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業団が別に定める事項

2 第15条第2項の規定は、利用停止等の求め等をしようとする者について準用する。

3 事業団は、利用停止等申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等の求め等をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止等の求め等に対する措置)

第26条 事業団は、第24条第1項若しくは第5項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は同条第3項若しくは第5項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、当該利用停止等の求め等をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止等の決定の期限)

第27条 前条の決定は、利用停止の求めがあつた日の翌日から起算して30日以内にするものとする。ただし、第25条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18条第2項の規定は、前条の決定について準用する。

(理由の説明)

第28条 事業団は、第13条第3項、第17条第1項若しくは第2項、第22条又は第26条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(代理人による求め)

第29条 第13条第2項、第14条第1項若しくは第3項、第20条又は第24条第1項、第3項若しくは第5項の規定による求め（以下この条及び次条において「開示等の求め」という。）は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人および開示等の求めをすることにつき本人又はその相続人等が委任した代理人によってすることができる。

2 前項の場合において、事業団は、必要と認めるときは、本人又はその相続人等の意思を確認するものとする。この場合において、本人又はその相続人等が反対の意思を表示したときは、事業団は、当該開示等の求めを拒否するものとする。

3 第1項の規定により開示等の求めをしようとする者は、事業団に対し、自己が当該開示等の求めに係る保有個人情報の本人若しくはその相続人等の法定代理人又は

当該本人若しくはその相続人等が委任した代理人であることを証明するために必要な書類で事業団が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示の求め等の受付)

第30条 開示等の求めは、次に掲げる窓口で受け付ける。

(1) 事業団総務課

仙台市青葉区花京院一丁目3番2号 仙台市シルバーセンター内

(2) 仙台市市政情報センター

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所内

(手数料)

第31条 事業団は第13条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第14条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 事業団は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(苦情の処理)

第32条 事業団は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、受付窓口を定めるものとする。

(雑則)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。